

情報共有のための資料
(滋賀県からの提供資料)

「琵琶湖適正利用について (検討状況)」

1. 琵琶湖利用の適正化に関する取り組みについて (その3)P. 1
2. 第4回琵琶湖適正利用懇話会 (H14. 2. 14) 資料.....P. 9
(琵琶湖におけるレジャー利用のあり方(提言案)を含む)
3. 琵琶湖適正利用懇話会第3回企画部会 (H14. 1. 22) 資料.....P. 117
4. 琵琶湖適正利用懇話会第3回湖岸・沿岸集落域対策部会 (H14. 1. 23) 資料・・P. 139
5. 琵琶湖適正利用懇話会第3回湖面对策部会 (H14. 1. 23) 資料.....P. 173
6. 関係新聞記事.....P. 205

滋賀県琵琶湖環境部

平成14年3月13日

琵琶湖利用の適正化に関する取り組みについて（その3）

1. 琵琶湖適正利用懇話会の設置（第6回琵琶湖部会での提供資料より再掲）

琵琶湖では、レジャーをはじめとする多様な形態による利用、活用が行われている。一方、こうした利活用は、湖岸の住民の生活や琵琶湖の環境等に影響を与え、様々な問題が提起されていることから、琵琶湖の利活用の実態を踏まえ、望ましい琵琶湖の利活用のあり方について提言をいただくために琵琶湖適正利用懇話会が設置された。懇話会の委員には、現に琵琶湖を利活用している者および学識経験者など24名が知事から委嘱されている。

2. 審議経過

- 7月17日 第1回琵琶湖適正利用懇話会
- 7月21・29日 } 利用実態調査
- 8月12日 }
- 7月22日 琵琶湖における水上バイク現地（水質）調査
- 8月3日 琵琶湖適正利用懇話会による現地視察
- 8月27・29日 水道水源取水口近傍の水質検査
- 9月22・23日 第1回琵琶湖適正利用に関する公聴会
- 10月24日 第2回琵琶湖適正利用懇話会
- 11月2～5日 水上バイク競技会に係る水質影響調査実施（志賀町）
- 11月22日 第1回企画部会
- 11月27日 第1回湖面对策部会
- 11月27日 第1回湖面对策部会水質小委員会
- 11月28日 第1回湖岸・沿岸集落域対策部会
- 12月2日 第2回琵琶湖適正利用に関する公聴会（大津市13人、米原町9人）
- 12月11日 第2回企画部会
- 12月11日 第2回湖岸・沿岸集落域対策部会
- 12月12日 第2回湖面对策部会
- 12月21日 第2回湖面对策部会水質小委員会
- 12月26日 第3回琵琶湖適正利用懇話会
- 1月22日 第3回企画部会
- 1月23日 第3回湖面对策部会
- 1月23日 第3回湖岸・沿岸集落域対策部会
- 2月14日 第4回琵琶湖適正利用懇話会

第4回の懇話会において

「琵琶湖におけるレジャー利用のあり方」（提言案）
を事務局より提示し審議を頂いた。

現在懇話会の指示に従い案の修正作業を行っており、3月中に知事に対し提言が提出さ

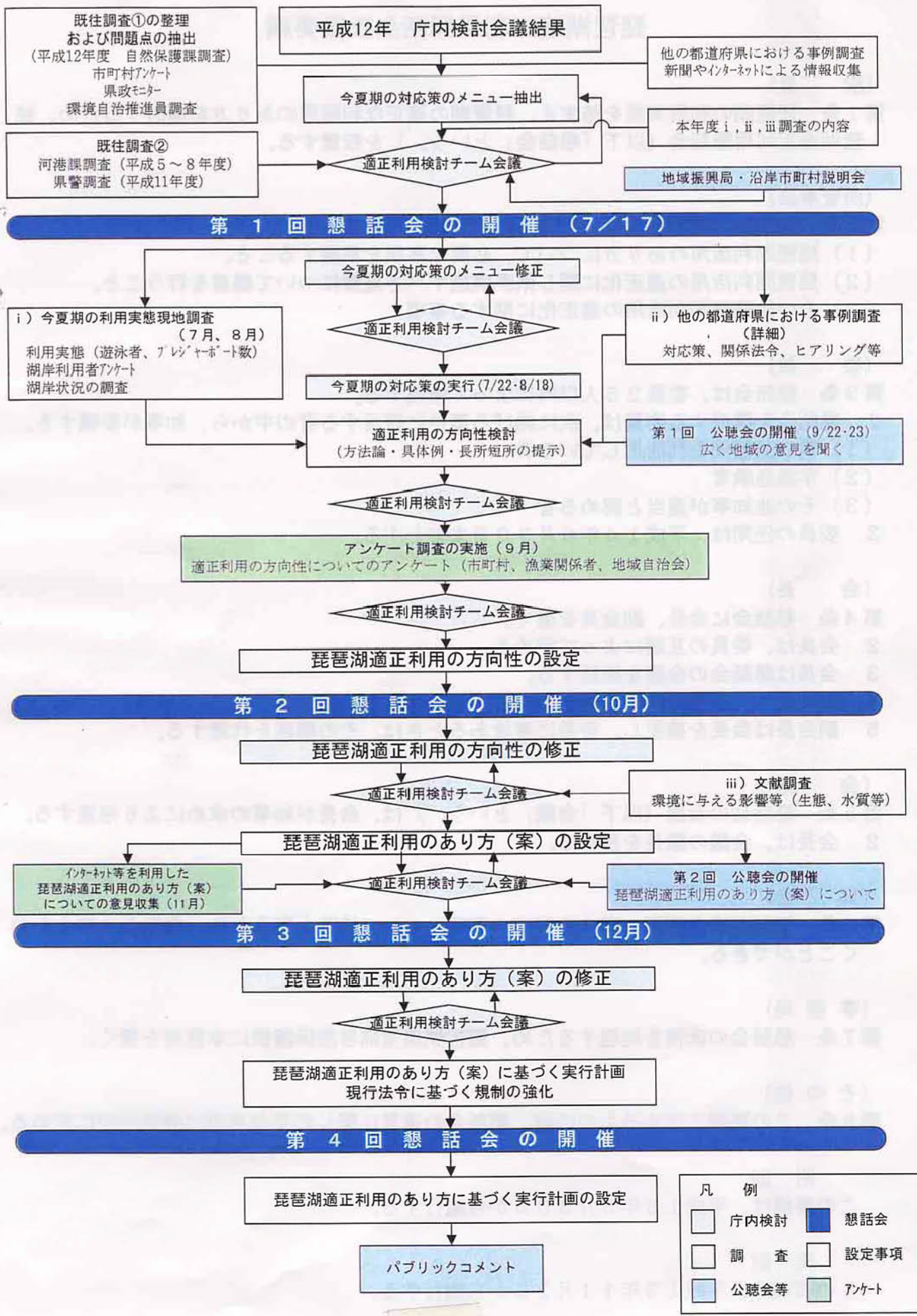
れる見込み。

3. 今後の予定

提言を受けて、県の適正利用検討チームが今年夏のシーズン前までに実行計画を提示する。実行計画のうち必要な部分についてはさらにパブリックコメントにかけて県民の方々から意見を伺う。

また、条例制定が必要な内容については、6月をめどに条例案をまとめ、平成15年度施行をめざす。

※ホームページもご参照下さい。 <http://www.pref.shiga.jp/d/shizenhogo/tekisei/index.htm>



凡 例	
□ 庁内検討	■ 懇話会
□ 調 査	□ 設定事項
□ 公聴会等	■ アンケート

琵琶湖適正利用懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 琵琶湖の利用実態を踏まえ、琵琶湖の適正な利活用のあり方を検討するため、琵琶湖適正利用懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 懇話会の所管事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 琵琶湖利活用のあり方について、必要な事項を協議すること。
- (2) 琵琶湖利活用の適正化に関し県が実施すべき施策について提言を行うこと。
- (3) その他琵琶湖利活用の適正化に関する事項

(委 員)

第3条 懇話会は、委員25人以内によって構成する。

2 懇話会を構成する委員は、次に掲げる要件に該当する者の中から、知事が委嘱する。

- (1) 現に琵琶湖を利活用している者
- (2) 学識経験者
- (3) その他知事が適当と認める者

3 委員の任期は、平成14年6月30日までとする。

(会 長)

第4条 懇話会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は懇話会の会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の内から会長の指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が知事の求めにより招集する。

2 会長は、会議の議長を務める。

(部 会)

第6条 琵琶湖適正利用に関する特定の事項について協議を行うため、懇話会に部会をおくことができる。

(事 務 局)

第7条 懇話会の庶務を処理するため、琵琶湖環境部自然保護課に事務局を置く。

(そ の 他)

第8条 この要綱に定めるものの他、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月2日から施行する。

琵琶湖適正利用懇話会部会運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、琵琶湖適正利用懇話会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、要綱第6条に規定する部会の運営に関し必要な事項を定める。

(設置部会)

第2条 懇話会に次の部会を置く。

(1) 企画部会

(2) 湖面对策部会

(3) 湖岸・沿岸集落域対策部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は必要と認めるときは、第1項に規定する部会以外の以外の部会を設置することができる。

(部会委員)

第3条 部会に属すべき懇話会委員は会長が指名する。

(部 会 長)

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

2 部会長は部会の事務を総括し、所掌事務にかかる協議の経過および結果を懇話会に報告するものとする。

(会 議)

第5条 部会の会議は部会長が会長の求めにより招集する。

2 部会の会議の議長は部会長が務める。

3 部会の会議は原則公開とし、その細目については琵琶湖適正利用懇話会会議公開方針および傍聴要領の定めるところによるものとする。

(小委員会)

第6条 会長は、部会の所掌事務の遂行に特に必要と認めるときは、部会に小委員会を設置することができる。

2 第3条から第5条の規定は、小委員会に準用する。この場合において第3条から第5条の規定中「部会」とあるのは「小委員会」と、「部会長」とあるのは「小委員会会長」と読み替えるものとする。

(そ の 他)

第7条 この要領に定めるものの他、部会の運営に関し必要な事項は会長が必要の都度定める。

附 則

1 この要領は、平成13年11月2日より施行する。

2 要領第6条第1項の規定に基づき会長が設置する小委員会は、主に動力船による水質等への影響について各種調査結果に基づき今後の対応を協議する湖面对策部会水質小委員会とする。

【別表】

部会名	所掌事務
企画部会	琵琶湖利用を適正化するための理念・フレームについて協議を行うこと。
湖面对策部会	琵琶湖の水面における課題の具体的な対策内容について協議を行うこと。
湖岸・沿岸集落域対策部会	琵琶湖岸および沿岸集落域における課題の具体的な対策内容について協議を行うこと。

琵琶湖適正利用懇話会／部会構成（案）

		企画部会	湖面部会	水質小委		湖岸部会
磯田陽子	社団法人滋賀県観光連盟理事	○				
大橋延行	県民公募委員		○			
川瀬善隆	滋賀県水上安全協会事務局長	○				
北岸 明	PWC安全協会琵琶湖支部長		○	○		○
北村 勇	滋賀県漁業協同組合連合会副会長		○			○
北村正二	滋賀県町村会／志賀町長	○				
黒田 学	日本ボードセーリング協会滋賀県代表		○			○
小林圭介	永源寺町教育長／植生					○
笠 文彦	龍谷大学理工学部教授／衛生工学		○	○		
島田一夫	滋賀県水上スキー連盟専務理事		○			
清水幸夫	湖北野鳥センター専門員／野鳥		○			○
菅沼完夫	毎日新聞論説委員	○				
高橋さち子	龍谷大学非常勤講師／水生生物		○	○		
津野 洋	京都大学環境質制御研究センター教授／水質		○	○		
中島 一	滋賀県市長会／彦根市長	○				
羽野清治	滋賀県旅客船協会常務理事	○				
林 良訓	滋賀県小型船協会副会長		○	○		
細矢昌孝	県民公募委員	○				
早川 清	立命館大学理工学部助教授／騒音・振動					○
藤田浩次	財団法人日本釣振興会滋賀県支部理事		○			○
宮川琴枝	ストップフロン滋賀代表	○				
山田将人	滋賀県セーリング連盟理事長		○			
吉田和宏	弁護士		○			○
人 数 計			8	13	5	8

企画部会：企画部会

琵琶湖利用を適正化するための理念・フレームを検討

湖面部会：湖面对策部会

琵琶湖の水面における課題の具体的な対策内容を検討

水質小委：水質小委員会（湖面对策部会の中に設置）

主に動力船による水質への影響について各種調査結果より今後の対応を検討

湖岸部会：湖岸・沿岸集落域対策部会

琵琶湖岸および沿岸集落域における課題の具体的な対策内容を検討

第4回琵琶湖適正利用懇話会

平成14年(2002年)2月14日(木)

9:30~12:00

於 滋賀県職員会館2階 大ホール

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

(1) 各部会の第3回会議の概要について

○ 企画部会

○ 湖面对策部会

○ 湖岸・沿岸集落域対策部会

(2) 懇話会提言案について

(3) その他

4. 閉 会

琵琶湖適正利用懇話会 委員名簿

	氏名	現職	備考
1	磯田 陽子	(社) 滋賀県観光連盟理事	
2	大橋 延行	県民公募委員	
3	川瀬 義隆	滋賀県水上安全協会事務局長	
4	北岸 明	パ・ソナメータークラブ安全協会琵琶湖支部長	
5	北村 勇	滋賀県漁業協同組合連合会副会長	
6	北村 正二	滋賀県町村会	志賀町長
7	黒田 学	日本ボートセーリング協会滋賀県代表	
8	小林 圭介	永源寺町教育長	
9	笠 文彦	龍谷大学理工学部教授	
10	島田 一夫	滋賀県水上スキー連盟専務理事	
11	清水 幸男	湖北野鳥センター専門員	
12	菅沼 完夫	毎日新聞編集委員 (元大津支局長)	
13	高橋 さち子	龍谷大学非常勤講師	
14	津野 洋	京都大学工学研究科附属センター教授	
15	中島 一	滋賀県市長会	彦根市長
16	西川 幸治	滋賀県立大学学長	
17	羽野 清治	滋賀県旅客船協会常務理事	
18	早川 清	立命館大学理工学部教授	
19	林 良訓	滋賀県小型船協会副会長	
20	藤田 浩次	(財) 日本釣振興会滋賀県支部理事	
21	細矢 昌孝	県民公募委員	
22	宮川 琴枝	ストップフロン滋賀	
23	山田 将人	滋賀県セーリング連盟理事長	
24	吉田 和宏	弁護士	

琵琶湖におけるレジャー利用のあり方 (提言案)

平成14年(2002年) 月 日

琵琶湖適正利用懇話会

【提言案の目次】

摘 要	-----	1
1. 琵琶湖の持つ価値と対処方針	-----	2
(琵琶湖の価値の捉え方)		
(環境保全の観点からの施策方針)		
(水産振興の観点からの施策方針)		
(観光振興の観点からの施策方針)		
(教育および湖上交通の観点からの施策方針)		
(レジャー活動に関する今までの対応)		
2. 現在、琵琶湖で行われているレジャー活動の功罪	-----	4
(レジャー活動の台頭)		
(レジャー活動に関する2種の問題)		
(問題となる理由)		
(レジャー活動のプラス評価)		
3. レジャー利用者にとっての琵琶湖	-----	6
(琵琶湖がレジャー活動に与える効用)		
(レジャー活動に関するインフラ整備)		
(淡水湖沼であることのメリット)		
(レジャー利用者および関係業者のなすべきこと)		
4. 琵琶湖とレジャー活動との今までの関わり	-----	7
(かつてのレジャー活動の利用形態)		
(昭和50年代後半以降のレジャー活動)		
(バブル経済期のレジャー活動によるトラブル)		
(現在のレジャー活動によるトラブルとその背景)		
(現在のレジャー活動によるトラブルの物理的原因と社会情勢の変化)		
(関係者間の意志疎通の不足)		
(新しいレジャー活動に対する意見)		
5. 琵琶湖におけるレジャー活動のあり方	-----	10
(琵琶湖の特質とそれを保全する理由)		
(未来世代への配慮)		
(公共空間を利用する際の基本姿勢)		
(琵琶湖におけるレジャー利用の前提)		
(良好な関係保持のためのレジャー利用の概念)		
(新たなレジャーが受け入れられる条件)		
(琵琶湖におけるレジャー利用の基本理念)		
(事態打開に向けた対処の考え方)		
6. 琵琶湖におけるレジャー利用に関するルールの構成	-----	12
(ルール設定の必要性)		
(ルールの構成とその概要)		
7. ルールの各論	-----	15
(地域協議会のあり方)		
(利用規制区域の設定方法)		
(水上バイクの排気が琵琶湖の水質に及ぼす影響)		
(動力船の使用エンジンの制限)		
(バスフィッシングへの対応)		
(利用税または使用料の徴収)		
8. その他の具体的施策	-----	19
(使用レジャー用具および特定の行為の制限)		
(レジャー利用者の守るべき事項)		
(利用協定区域の設定)		
(環境配慮製品の使用の推進)		
(琵琶湖適正利用監視員の設置)		
(プレジャーボートの登録制度)		
9. おわりに	-----	22

摘 要

琵琶湖では、プレジャーボートや釣りなどのレジャー利用に伴い、琵琶湖の自然環境、沿岸住民の生活環境および生業に支障が生じている。この解決のためには、

- ①琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからない利用であること、
- ②地域住民の生活と生業に対してできる限り負荷がかからない利用であること、

の2点を琵琶湖における適正なレジャー利用のあり方として基本理念に据えた上で、具体的な対応方策をこの理念に沿って展開していくべきと考える。

滋賀県は、琵琶湖との関わりに関して環境保全のみならず、水産業、観光などの分野でも、その多様な価値の持続を核とした基本的な方向性を示しているが、レジャー活動は関連する分野が多岐にわたることもあり、これまで単一のカテゴリーで論じられることがなかった。レジャー利用の功罪や利用者の立場、今までの琵琶湖とレジャー利用との関わりも踏まえた上で検討した結果、浮かんだ基本理念が先の2点である。

具体的な対応方策として考えられるのは、面的な利用規制区域の設定、プレジャーボート関係の登録制、利用できるレジャー用具の規制など行為の制限を行う措置であるが、その前提として、行政やレジャー利用者の責務を明らかにしておく必要があるほか、地域で関係者が協議を行える場の設定や、実効性確保の手段を設けることも重要である。

以上のような考え方にに基づき、琵琶湖におけるレジャー利用のあり方についてルールを設定し、既存の法令や体制を生かし、必要に応じて新規の条例も定めた上で、適切に運用していくことが望まれる。

用 語

ここで使用する用語の定義については、次のとおりとする。

- ・プレジャーボート：レジャーの用に供される船舶（非動力船含む）
- ・水上バイク：プレジャーボートの内ウオータージェットポンプによるエンジンを船内に備えた、概ね5m以下の機動力に富む動力船
- ・釣り：釣りの対象となる魚種を問わず、魚釣り全般を指す。
- ・琵琶湖：内湖を含む。

1. 琵琶湖の持つ価値と対処方針

琵琶湖には多様な価値があり、これを持続させるよう各分野で施策方針が立てられてきた。しかし、レジャー活動のあり方を正面から捉えて理念や方向性が述べられることはなかった。

(琵琶湖の価値の捉え方)

(1) 日本で最大の湖として知られ、多くの県民にとってはごく身近な存在の琵琶湖であるが、その存在意義は単に近畿1400万人の生活や産業活動を支える水資源、水産資源、観光資源という単純な切り口にはとどまらない。現在の場所で深い湖となつてからでも40万年を数える世界有数の古代湖であり、多様な環境と豊かな動植物を育んできたほか、有史以来人々の生活を支え、湖面を利用した交通も発達したこと、湖との関わりの中で豊かな生活文化が形成されてきた。広大な水面であるがゆえ、古代より人々は畏敬の念をもって接してきた。人々は、また、「近江八景」のように詩に詠み、文学に叙し、絵に描くことによって、その文化性を高め、親しみ深い空間としてきた。そのため、琵琶湖の様々な分野に及ぶ価値を将来に残していくため、私たちはいくつかの「きまりごと（ルール）」をもってこの湖に接してきた。

(環境保全の観点からの施策方針)

(2) 現在でも、琵琶湖の多面的な価値を評価し、それを継続させる意義に変わりはなく、あらゆる場面でその努力がなされている。滋賀県では、琵琶湖の環境保全施策を総合的に講じていくため、平成12年に「マザーレイク21計画（琵琶湖総合保全整備計画）」を策定した。ここでは、『琵琶湖と人との共生（琵琶湖を健全な姿で次世代に継承します。）』を基本理念として、共感・共存・共有という基本方針と、琵琶湖保全の規範を掲げた上で、土地利用のあり方や、水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全等の方向性を示し、これに沿った施策展開を進めている。

(水産振興の観点からの施策方針)

(3) また、水産の分野では、平成13年策定の「しがの農林水産ビジョン」の中で、「琵琶湖をはじめとする自然と生産活動との共存」などの基本理念を示した上で施策の展開方向が述べられ、ヨシ帯回復や外来魚駆除等を含む「漁場環境の整備と保全」、資源管理型漁業の推進等を目指す「水産資源の培養と持続的な利用」をはじめ、経営基盤の強化や特色ある水産業の振興について方針を明示している。

(観光振興の観点からの施策方針)

(4) 観光面では平成13年11月に策定された「湖国観光交流ビジョン」の中で、従来型の観光だけでなく留学、研修、ショッピング、文化・社会活動などで訪れる「来訪者」を対象に、①「琵琶湖」を共通のキーワードとした観光産業の創造、②豊富な観光資源の活用・来訪者と地域社会との交流から生まれる「新たな観光」の創造、③多様で複合的な「参加と連携」による交流の展開、の3つの基本的な方向を目指して観光振興を展開していくこととしている。

(教育および湖上交通の観点からの施策方針)

(5) 近代になって、湖上交通は忘れられ琵琶湖は近畿の水がめとしてしか見られないくらいがあるなか、教育面では県下の小学生に対し「うみの子」号によって琵琶湖に接し、自然に親しむ教育を目指している。また、湖上交通の観点からは、物流に果たす役割はほとんどなくなってしまったが、適正な湖上交通の再生を目指し、パーク&シップライドなどの実験を通じて施策のあり方が検討されようとしているところである。

(レジャー活動に関する今までの対応)

(6) こうした中で、現在、琵琶湖上や湖岸で行われる釣り、プレジャーボート、キャンプなどレジャー活動の一部の利用者の動きは、県民の琵琶湖への思いに沿わず、対立する面すら見られる。これらの活動は、上述の環境保全、水産振興、観光振興、教育、湖上交通等、多くの分野に関わり、その価値観も立場によって様々であることからこれまで単一の категорияで論じられることはほとんどなかった。このため、琵琶湖でのレジャー活動そのものに対するあり方は、各方面から各々の立場で主張がなされるだけで、評価も定まらなかった。このことが対応の遅れを招き、多くの問題提起に至った一因となっていることは否めない。

<参考資料>

- ・資料1-1 琵琶湖の移りかわりと日本列島の地史
- ・ # 1-2 新・湖国ストーリー2010の概要
- ・ # 1-3 マザーレイク21計画（琵琶湖総合保全整備計画）の概要
- ・ # 1-4 農林水産ビジョンの概要
- ・ # 1-5 湖国観光交流ビジョンの概要

2. 現在、琵琶湖で行われているレジャー活動の功罪

最近のレジャー活動に対する批判が大きい。レジャー活動の利点は評価すべきだが、問題点の解決に当たって優先すべきものを明らかにしておかなければならない。

(レジャー活動の台頭)

(1) 前述のとおり、古来、琵琶湖は住民の生活の場であり、漁業をはじめとする生業の場であり、湖上では舟運による物資輸送が行われていた。近年になって、観光目的の客が訪れるようになり、さらに自ら湖上で船舶を操作してレジャーを楽しむ者が増加して、県民や多数の来訪者が琵琶湖で自由時間を過ごすようになった。ヨットや漕艇を楽しむ人は戦前からあり、そのための施設もいくつか作られていたが、生活にゆとりが少ない時代には一握りの高所得者層が行うぜいたくな遊びに過ぎなかった。しかし、昭和の後半に入って個人が自由を追求できる時代に入ると、レジャー活動も大衆化が進み、誰でも楽しむことができるものとなった。さらに、単なる遊びという存在を超えてそれを生き甲斐とし、生活の一部に同化させている人も増えている。

(レジャー活動に関する2種の問題)

(2) レジャー活動に関して現在、琵琶湖で提起されている問題は、大きく分類すると2種に分けることができる。一つは、主に迷惑行為に起因するものであり、沿岸住民や漁業関係者、ヨットや漕艇など旧来のレジャー利用者等が耐えることのできない状況が生じていること、さらにレジャー利用者相互においてもトラブルが生じていることである。具体的には、プレジャーボートなど動力船の騒音の問題、漁港附近での迷惑駐車や漁具の損傷、プレジャーボートの利用水域の輻輳に起因するトラブルの発生、ゴミの放置などがそれに当たる。これを解消するためには、原因を精査するとともに、レジャー利用者と、住民や琵琶湖に生業を得ている人たちとの間でお互いの立場や事情について理解を深め、利用方法についての合意を形成していく必要がある。湖上交通への支障についても同様である。今一つは、在来の野生生物への影響や自然環境の汚染を懸念するものであり、具体的には騒音や釣り糸による水鳥の生息への影響、車両侵入による湖岸植生の損壊、動力船の排気による水質等への影響がこれにあたる。これについては科学的で客観的な事実を基にし、専門家の意見を聴きながら適切な保全策を取っていかねばならない。

(問題となる理由)

(3) 長年にわたって湖岸で暮らし、漁業を営み、年間通じてそこを生活の場としている人たちにとっては、年に数回「遊び」でやってくるにすぎないレジャー利用者が最近引き起こす迷惑行為は、「狼藉を働いている」としか映らない。生活者への配慮が感じられないためである。明らかな犯罪行為もみられるが、本来「マナーの問題」であったのが、それだけでは片づけることのできない事態に陥っていると言える。

(レジャー活動のプラス評価)

(4) 一方、琵琶湖でレジャー活動が行われることについては、マイナス面だけではなく、経済効果など利点もあると言われている。他県では、レジャー活動に興じる姿がその地域の風物詩となり、地域イメージの向上・定着に多大の貢献をしている例もある。地域の活性化にリゾート施設を活用するところも多い。こうしたメリットについても、今後の琵琶湖におけるレジャー利用のあり方を考えるにあたっては、十分に斟酌していく必要がある。ただし、住民・来訪者を問わず安全が確保されることが前提となるほか、湖上交通など公益性・公共性の高いもの、漁業など古くから生活の糧となっている生業、自然環境や景観など次世代に引き継ぐべきものを優先しなければならない。また、あるレジャー活動によって生じる経済効果を評価する際には、その活動によって失われるものに対する代償に要する費用も併せて論じていく必要がある。

<参考資料>

- ・資料2-1 琵琶湖利用の問題点(12年度・13年度アンケート結果整理表)
- ・ # 2-2 レジャー利用形態別の自然への影響度(自然環境保全審議会利用のあり方検討小委員会報告、1989.5.24.)
- ・ # 2-3 レジャー利用によるメリット(事務局まとめ)
- ・ # 2-4 余暇市場の推移(レジャー白書2001、2001.7.25.)

3. レジャー利用者にとっての琵琶湖

レジャー利用者が琵琶湖にやってくるのは、琵琶湖に様々な魅力があり、利用もしやすいからである。利用者やレジャー関係業者は、そうした利点を尊重し、損なわれないよう努めるべきである。

(琵琶湖がレジャー活動に与える効用)

(1) 言うまでもなく琵琶湖は日本最大の湖であり、海に似た大きな水面と背景の山なみ、湖岸の植生が織りなす景観は、琵琶湖を訪れる者に豊かな自然性を感じさせる。様々なストレスを受けながら日常生活を過ごすことの多くなった現代人にとって、雄大な景色の中でレジャー活動を行うことは、開放感をもたらす精神的に大きな効用をもたらす。また、京阪神や中京地域に居住する人たちには、琵琶湖の水は比較的きれいな印象を持たれている。直接水に触れる遊びをするなら、きれいなところで戯れたいのは万人に共通する心情であろう。

(レジャー活動に関するインフラ整備)

(2) 琵琶湖総合開発計画の実施に伴い、琵琶湖岸には湖周道路が造られ、湖岸の公園には広場、公衆トイレ、駐車場などが整備された。湖岸で自由時間を過ごし、水に触れる活動がしたければ、誰でも簡単にアクセスできるようになった。しかも、湖岸のアウトドア施設で有料の施設は少なく、ほとんどが無料で利用できる。手軽に、安価に時間を過ごすことができるだけでなく、京阪神地域や中京地域からも高速道路を使って短時間で到達でき、大都市圏の人たちにとって便利な位置にある行楽地となっている。

(淡水湖沼であることのメリット)

(3) 道具を使って親水性レジャーを楽しむ場合、利用者は道具のメンテナンスに気をつかうものであるが、琵琶湖は淡水であり、海水と違って使用後の洗浄や機器類の傷みを気にする度合いが少ない。面倒くささを避けられるのは、大きなメリットである。さらに、琵琶湖は海に比べれば荒波に見舞われることもなく、レジャー利用時の安全性を考えると安心感がある。

(レジャー利用者および関係業者のなすべきこと)

(4) 以上のような利点から、琵琶湖はレジャー利用者にとって大きな魅力のある存在となっており、既に各種レジャー活動に対応した産業も育ってきている。レジャー利用者や関係する業者は、今起こっている問題に対する沿岸住民や漁業関係者の心情を真摯に受けとめ、前述のような魅力が損なわれることのないよう努めるべきである。琵琶湖で各種レジャー活動が楽しめるのは、地域の住民をはじめ多くの関係者が環境保持に努力している上に成り立っているものであることを理解し、琵琶湖での行動にそれを反映すべきである。マナーを守り迷惑をかけないよう努力している利用者にとっては、一部の利用者による迷惑行為によって利用者全体が規制を受けることとなるのは、到底納得しがたいものであろう。

<参考資料>

- ・資料3-1 琵琶湖の透明度の経年変化
- ・" 3-2 湖岸緑地の配置状況

4. 琵琶湖とレジャー活動との今までの関わり

かつてのレジャー活動に比べて現在の利用は問題の種類がかなり異なっている。物理的要因、社会情勢の変化、意志疎通の不足など、トラブルのいくつかの原因が指摘できる。

(かつてのレジャー活動の利用形態)

- (1) 戦前から琵琶湖は観光に利用されてきたが、その多くは観光船に乗って風景を楽しむ方法であり、湖岸線のほとんどは、沿岸に住む住民・漁民の管理が及ぶところを除けば、他から人が自由に立ち入ることはなかった。その後、水泳など琵琶湖にふれて楽しむレジャーや、ヨット、ボートなどの道具を用いた楽しみ方がみられるようになった。こういった利用形態は、利用される場所が一定決まっており、必要な道具や設備類を管理する場所も限られていることから、秩序面で大きな問題になることは少なかった。

(昭和50年代後半以降のレジャー活動)

- (2) レジャー利用の状況に変化がみられるようになったのは、昭和50年代後半からで、物の豊かさより心の豊かさを重視し「レジャー・余暇生活」に力を入れたいとする国民の割合が高くなり、レジャーの楽しみ方が多様化してきた頃である。ウインドサーフィンが流行りだしたのもこの頃であり、水上オートバイが国内で販売されたのは昭和55年からであった。昭和60年代に入ると、バブル経済を背景にリゾートブームが巻き起こり、滋賀県でも「琵琶湖リゾートネットワーク構想」において、マリーナ、ボートヤード、水泳場などの親水性レジャーに関する施設計画を位置づけた。自由時間の過ごし方に対する価値観が多様化し、それと商業主義が結びついた状況といえることができる。

(バブル経済期のレジャー活動によるトラブル)

- (3) バブル経済期の昭和61年から平成3年ころには、新しいレジャー活動に関して、その内容を紹介する新聞記事がみられるが、それとともに、技術の未熟さ、マナーに関する共通認識の欠如に起因するトラブルを指摘するものが見受けられる。また、密放流されたブラックバスが増加して、それまで見られなかったルアーによるバス釣りが増える一方、琵琶湖固有の魚類が大幅に減少した。それまでの水泳、ボート、ヨットといった活動によって発生するトラブルは、水難事故に関するものがほとんどであり、住民生活や漁業活動への支障は、住民あるいは漁業関係者が受忍できる範囲内であったのに対し、新たなレジャー活動は沿岸住民や漁業関係者にとって耐え難い側面があったものと考えられる。自由時間をレジャー活動として自由に使い、自由にふるまうことで、社会的な軋轢が生じてしまったといえる。

(現在のレジャー活動によるトラブルとその背景)

(4) 現在のレジャー利用のうち一部の利用状況が、沿岸住民や漁業関係者の許容できるがまんの範囲を超えてしまった理由として、次のようなことが考えられる。かつては、水泳客を中心に多数の来訪者があることは、季節的な臨時収入をもたらすなど、決してマイナス要因だけではなく、むしろ「にぎわい」が歓迎される状況もあった。しかし、かつては迷惑をかければ謝るなどのマナーは当たり前であったのが、現在では他人への心遣いや一般常識とされたマナーが守られず、情動的に「来てほしくない」気持ちになっている場合があるものと思われる。公共空間と私的空間との違いが認識できないまま行動している面も見られる。また、他地域で買い込んだ物資を車で大量に持ち込み、地元には金を落とさずゴミを置いて帰っていくという状況も見られる。琵琶湖の湖底にはゴミが堆積し、漁業の網にかかる量も年々増えていると言われている。他府県の利用者が残していくゴミを地元の人が集め、税金で処理を行う状況を疑問に感じる人は多い。さらに、環境保全の意識が高まってきたため、各種レジャー活動によって騒音、水質、自然環境等への支障が生じることを懸念する声も高まっている。ブラックバスとブルーギルに代表される外来魚の駆除を進めようとするのは、水産業への影響だけではなく、数十万年の進化の結果である在来生物を基本とする生態系の破壊が急速に進んでいるとともに、在来生物の減少、水質・底質環境の悪化等を問題視するためでもある。

(現在のレジャー活動によるトラブルの物理的原因と社会情勢の変化)

(5) このように過去と現在の違いが生じた物理的な原因としては、湖岸道路ができたことにより、誰でもたやすく近づける湖岸延長が増え、地域住民が管理できない地域に誰でも容易に入り込めるようになったこと、車で湖岸にアクセスできるようになり、個人所有のレジャー用具や大量の消費物資を車で簡単に持ち込めるようになったこと等があげられる。開放感を楽しむために来訪するレジャー利用者にとっては、管理されることは避けたいところであるが、地域や行政の管理の目が届かない状態で、車両の湖岸への乗り入れやレジャーボートを自然湖岸から下架・揚降させるなど自由なふるまいが行われたことに、現状を招いた一因があるのは確かであろう。社会情勢の変化では、遊びの種類が多様化するとともに大衆化し、琵琶湖で様々なレジャーを楽しむ人が増えたこと、「一般常識」が通用しなくなり、特に中高年齢層の住民にとっては受容できない一部利用者の“モラルのなさ”が横行するようになったこと等が考えられる。

(関係者間の意志疎通の不足)

(6) なお、レジャー利用者と沿岸の地域住民、漁業関係者等との間で、お互いの事情や考え方について情報交換を行い、理解を図ろうとする場が十分でなかったことも、事態が深刻化した遠因となっている。もちろん、一部の「非常識な利用者」を除けば、地元の生活者に直接の迷惑をかけても何も感じないところまで個人の感性が変化しているとは考えたくはない。沿岸住民や漁業関係者の心情を踏まえ、レジャー利用者はその行動がどう受け取られ、どのような迷惑を与えているかを認識した上で、互いに議論をする場が積極的に持たれていれば、地域に応じた時間・場所等の棲み分けを図るなど、状況は緩和されていたかもしれない。行政の側でも関わりを最小限にとどめていたきらいはある。

(新しいレジャー活動に対する意見)

(7) 昔の琵琶湖の風景を知る人たちには、新しいレジャー活動が行われ、従来のイメージが変わっていくことに違和感を感じる人が多いようである。機械を持ち込むレジャーよりも、もっと自然や保全を重視した遊びが琵琶湖に似合うのではないかと、それこそが琵琶湖にふさわしいレジャーではないかという声もある。また、レジャー活動の種類を規制するのではなく、利用利用の総量・許容量を考慮して過剰であれば削減すべき、との考え方もある。今までの関わりを踏まえた上で、琵琶湖における今後のレジャー活動のあり方に対する方向付けをしていく必要がある。

<参考資料>

- ・資料4-1 琵琶湖の主な水泳場、キャンプ場、マリーナ等の開設年表
- ・ # 4-2 心の豊かさと物の豊かさととの重きを置く人の割合の推移 (社会意識に関する世論調査、2000.12.)
- ・ # 4-3 リゾートネックレス構想のうち琵琶湖に関する計画一覧
- ・ # 4-4 関連新聞記事
- ・ # 4-5 漁業関係者、沿岸自治会へのアンケート調査結果 (平成13年度アンケート結果)
- ・ # 4-6 労働者1人平均年間総実労働時間の推移 (観光白書平成13年版、2001.7.30.)
- ・ # 4-7 余暇活動参加人口の推移 (レジャー白書2001、2001.7.25.)
- ・ # 4-8 プレジャーボート保有隻数の推移 (観光白書平成13年版、2001.7.30.)
- ・ # 4-9 琵琶湖周辺道路位置図

5. 琵琶湖におけるレジャー活動のあり方

琵琶湖の特質を保全していくには、ある程度の不便は許容しなければならない。また、地元を受け入れられるレジャー活動の概念もそこから浮かび上がってくる。今後の琵琶湖におけるレジャー活動は、「できる限り負荷がかからない利用」を基本理念とすべきである。

(琵琶湖の特質とそれを保全する理由)

(1) 琵琶湖は、湖面と湖岸の織りなす風景の美しさから昭和25年に日本最初の国定公園に指定され、多くの観光客を集めてきた。また、平成5年には、水鳥の生息地としての重要性からラムサール条約の登録湿地となった。一方、生活用水・農業用水・工業用水として、その水が近畿地方約1400万人に利用されているほか、豊かな魚介類を育み、50種を超える固有種を有する古代湖でもある。こうした特質は、現在の上野盆地付近に古琵琶湖が誕生したときから数えれば約400万年の長い時間をかけて形成されてきたものであり、わずか数十年程度の人為活動（植生破壊、外来魚の放流、ゴミや人工物質の堆積等）によって改変してしまうことは、倫理的に容認されるものではない。琵琶湖が多くの人に親しまれ、観光、レジャーが成り立っているのは、長い歴史の中で形成された景観、文化等の背景があるからであり、レジャー利用を継続させるのであれば、今ある特質を保っていかなければならないのは自明のことである。

(未来世代への配慮)

(2) 共有の空間である琵琶湖の今ある特質を保っていくためには、そしてさらにこれを向上させようとするならば、県民をはじめ琵琶湖を利用する全ての人々が、ある程度の我慢をし不便を感じることを許容しなければならない。有史以来、琵琶湖をめぐって生きてきた人々は、その運用についてさまざまな掟や約束事を定めて、琵琶湖の保全と維持に努めてきた。琵琶湖をめぐると見る先人たちの知恵と努力によって維持されてきた環境を、私たちの生きる世代で破壊し、その価値を低下させてしまっているのか、今、このことが未来に生きる世代から問われている。このことは、未来世代が活用できる特質を現世代がつぶしてしまうだけでなく、負の回復を未来世代に強いる可能性さえある。現世代が未来世代の加害者になることは避けなければならない。

(共有の空間を利用する際の基本姿勢)

(3) しかしながら、現代人の共有の空間に対する認識は、「誰でも自由に使っていいからどう使おうと勝手である」となりがちで、自分あるいは自分の仲間以外の人たちへの心遣いが欠如している。本来は「誰もが使うものであるから元の状態を壊すことなく使わなければならない」と考えるべきで、それが共有の空間を健全な姿で次世代へ継承していくための基本姿勢であることを、みんなが認識することが必要である。すなわち、琵琶湖はすべての人の共有する財産であり、たくさんの人が遊ぶためには1人ひとりが負荷を少なくする努力をしなければならないことを理解し、それを琵琶湖利用の前提とすべきである。

(琵琶湖におけるレジャー利用の前提)

(4) 琵琶湖におけるレジャー活動においては、沿岸に住む地域住民や漁業に従事する人々はもちろんのこと、各利用者においても、安全が確保されることはその前提条件である。それに加えて、自然環境や水質への影響をできる限り少なくすることによって、琵琶湖の環境と琵琶湖に関わる諸活動との共存を図っていくことが重要であり、「賢明な利用」を心掛けなければならない。事情によっては、法的な規制によって管理を確実にすること等により、目的を達していくことも考慮しなくてはならない。

(良好な関係保持のためのレジャー利用の概念)

(5) また、レジャー利用が沿岸住民や漁業関係者にとって受容できるものにし、両者が良好な関係を保っていくためには、各種のレジャー活動を沿岸住民や来訪者相互で歓迎されるものとしていく必要がある。来訪者、地域住民双方の満足度を上げる利用方法であるが、概念としては、次のようなことに留意していくべきである。

- ・琵琶湖にとって好ましく、琵琶湖の環境を損なわない利用
- ・汚されているイメージ、傍若無人なイメージを与えない利用
- ・生活している人々に心遣いが感じられる利用
- ・琵琶湖固有の生業を尊重した利用

(新たなレジャー利用が受け入れられる条件)

(6) たとえ新たな機器類を用いたレジャーやスポーツが導入されたとしても、それが琵琶湖の環境に与える影響が軽微であり、沿岸住民の生活や生業に対して支障を与えないものならば、好ましく受け入れられる可能性がある。多方面から支持を得られれば、それが新しいレジャー文化の創造にもつながる。昔ながらの風物は文化的な価値を有することから、それを大事にしていくことは当然であるが、価値観が共有できる利用であれば、沿岸住民等の共感も得られるはずである。そのためにも、上に掲げた概念をよく認識し、相互理解を重視していく必要がある。

(琵琶湖におけるレジャー利用の基本理念)

(7) こうしたことから、琵琶湖におけるレジャー活動のあり方は、①琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからない利用であること、②地域住民の生活と生業に対してできる限り負荷がかからない利用であること、の2点を基本理念に据えるべきである。この基本理念に沿ったレジャー利用を促す環境整備のために、利用にあたって適当な額の負担を求めるという考え方があってもよい。また、琵琶湖に関する基本的な情報、沿岸で生活する地元住民の事情、琵琶湖で行われる漁業など生業の営まれる状況、その他地域事情、レジャー活動に伴う注意事項といった情報を、県内だけでなく来訪者の居住する京阪神や中京地域にも積極的に発信するとともに、お互いの受忍範囲を超える事態が起これば理性的に対話のできる場を設け、行政・住民・関係機関の連携できる体制が確立していることが望まれる。

(事態打開に向けた対処の考え方)

(8) なお、琵琶湖上・湖岸で行われるすべての活動について、活動場所、活動時間、活動時期等の棲み分けを図ることが事態打開の一方策と考えられるが、棲み分けに当たっては種別により優先順位の設定を検討すべきである。その検討において考慮される要素には、上述の基本理念にある環境等への負荷の大きさがあるほか、日常生活に対する当該活動の果たす重み、不特定多数の人への貢献度(公益性)などが考えられる。また、事態打開に向けて、棲み分け以外に、自然教育・環境学習の充実による琵琶湖とのつきあい方の習得などにより、自然と共生していくライフスタイルを確立するなど、環境面からのアプローチが考えられる。近年注目されてきたサウンドスケープの観点も、琵琶湖の価値を保っていく上で重視すべきである。従来にも増して普及啓発を十分に実施していくことも必要で、特に滋賀県外から訪れるレジャー利用者へのPRは積極的に行っていかなければならない。

<参考資料>

- ・資料5-1 琵琶湖の諸データ一覧表
- ・# 5-2 外来魚対策について(滋賀県政世論調査・平成12年度、2000.11.)
- ・# 5-3 将来の海辺への要望(海辺ニーズに関する世論調査、2000.8.)

6. 琵琶湖におけるレジャー利用に関するルールの構成

琵琶湖でレジャー活動を楽しむためには、基本理念を踏まえたルールの設定が必要である。そのルールには、一定の法的担保が求められる。また、ここまでに述べられてきた論点から以下のようなルールの構成とその概要が考えられる。

(ルール設定の必要性)

(1) 琵琶湖で行われるレジャー活動に対する不満や、提起されている諸々の問題を解決していくためには、今までのレジャー利用者の自主性に任せる方針では限界があり、一定のルールを設定する必要がある。そのルールは、単に今ある問題点に対処するだけにとどめず、琵琶湖に関わる誰もが安全に過ごすことができ、上述の基本理念を踏まえて琵琶湖におけるレジャー利用全般に関する方向性を示すものとするべきである。そして、そのルールが実効性のあるものとなるよう、既存の法令や体制を生かし、不足の部分があれば、必要に応じて新規の条例も定め、適切に対処していくことが望まれる。

(ルールの構成とその概要)

(2) 1 (琵琶湖の持つ価値と対処方針) から 5 (琵琶湖におけるレジャー活動のあり方) までの項目に沿って述べてきた中で明らかになった論点を整理した上で、ルールの構成およびその概要を考えると、次のようなものとなる。なお、ルールは、設定した後も関係者による話し合いの上で随時見直しを行い、事情にあったものとしておくことが重要である。

序章 琵琶湖利用のあり方の基本理念

琵琶湖は誰でも利用し、楽しむことのできる場であるが、レジャー利用においては次の2点を基本理念とする。

- ① 琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからない利用であること
- ② 地域住民の生活と生業に対してできる限り負荷がかからない利用であること

第1 各主体の責務

琵琶湖は、その歴史、生態系、景観、日常生活との関わり、経済的価値等の多様な観点から、誰にとっても重要な存在であることに鑑み、これを公物として適切に大事に扱っていくこと、昔ながらの風物を大切にしていくこと、ゴミの散乱防止に努め、自然と共生していくライフスタイルに転換していくことは、住民、利用者問わず負うべき責務と言える。

特に、行政、レジャー利用者、レジャー業界においては、それぞれ次のような責務を負うべきである。

行政：・ルールの的確な運用および実効性の確保に努める

- ・自然環境や水質および底質に関するモニタリングを行い、専門家の評価を受ける
- ・住民をはじめ関係各者とのパートナーシップを重視する
- ・レジャー利用の適正化を確保するために関係者間の話し合いの場を設定する

レジャー利用者：

- ・生業を尊重し、傍若無人なイメージを与えない等、生活者・漁業従事者に配慮する
- ・他の利用者に配慮する
- ・琵琶湖の水や景観を汚さないよう配慮する
- ・外来魚を放流しないなど、在来の野生生物や琵琶湖本来の自然環境に配慮する

レジャー業界 :

- ・環境配慮型商品の開発に努める
- ・消費者あるいは利用者に適正利用の啓発を行う
- ・琵琶湖における適正利用の確立に協力する

第2 利用適正化推進計画

琵琶湖におけるレジャー利用に関する基本ルールを策定した後は、エリアの棲み分けを念頭においた面的規制方策の線引き計画を定める必要があるほか、ルールに沿った施策を計画的に展開し、利用の適正化を推進していく必要がある。また、琵琶湖のレジャー利用に関係する法令が多数存在し、それらの連携した運用が適正化の推進には不可欠であることから、関係機関・関係者との連携を確立し、効果的な運用を図るためにも統一的な運用を定める推進計画の策定が必要である。

なお、計画の策定に当たっては、レジャー活動を行うエリアと守るべきエリアの棲み分けを明確にしていかなければならないが、湖面や湖岸の利用に当たっては、次のものへの優先性を前提とする。

- ・湖上交通など公益性・公共性の高いもの
- ・漁業など古くから生活の糧となっている活動
- ・在来の野生生物、自然環境、景観など次世代に引き継ぐべきもの
- ・沿岸に定住している県民の日常生活

第3 地域単位で関係者が協議できる場の設定

現在、琵琶湖でのレジャー利用のあり方が問題となっている一因として、関係者間の意志疎通の不足や行政関与の希薄さが考えられるため、①琵琶湖のレジャー利用に関して、行政（県・市町）を交えレジャー利用者、地域住民、漁業関係者等の関係者が利害関係の調整や意見交換を行う、②利用協定地区（仮称）に関する事項を決定する、といった目的を達する場として、自治会等の地域レベルで関係者が協議できる場（地域協議会）を設定していくことが望まれる。

行政は、この場で決定された事項について、実効性を有するように条例等による担保措置をとったり、それができない場合は普及啓発活動における広報等によりこれの周知徹底に努めることとする。

第4 適正化を図るための制限措置（自然・生活環境等を守るための制限措置）

琵琶湖で行われるレジャー活動によって影響が及んでいる自然環境、沿岸住民の生活環境、漁業活動等のうち、守るべきものが何なのかを特定した上で、場所・時間・方法等について利用制限を設定することにより、それらを守るための措置を取る必要がある。一つは、琵琶湖の湖面、湖岸の場所の特性を分類し、それぞれの特性に応じて、相容れる利用種別、制限すべき利用種別の判別を行うことで、利用の「棲み分け」が可能になると思われる。また、有害物質を琵琶湖に残すこととなるレジャー用具や機器類については、その使用を制限していくことが必要である。併せて、環境に支障のある行為や迷惑行為の規制も望まれる。

第5 適正なレジャー利用の推進（利用を誘導し適正化をはかるための措置）

琵琶湖におけるレジャー利用の問題は、利用に関する管理が行き届かず、自由に使用できることに一因がある。このため、琵琶湖において、関係施設の整備や管理体制の確立を行うことによりレジャー利用を適正な利用形態に誘導するために、第3で記述した地域協議会の決定を経て、利用協定区域（仮称）を設けることができることとする。この区域では、適正な利用方法の指導および利用秩序の維持のため、リーダーを置くことが望まれるが、その選定方法や権限については詳細な詰めが必要である。

また、環境保全意識の高まりに伴い、レジャー関係でも環境に配慮した製品が多数販売されるようになってきたが、琵琶湖の水質や底質、自然環境、住民の生活環境や生業に対し、負荷の少ない製品を普及させていく観点から、環境配慮製品の使用推進を行っていくべきである。

第6 実効性の確保

設定したルールに実効性を持たせるには、ルールの内容を周知し、利用者を指導していく仕組みが必要となる。これを担うものとして、琵琶湖適正利用監視員（仮称）を任命し、レジャー利用の集中するところを中心に巡回等を行うことが考えられる。また、ルールを遵守しないプレジャーボート等に対してチェック機能を働かせるため、レジャー用船舶の登録制度を導入し、管理を徹底することが望まれる。

なお、琵琶湖でレジャー活動を行うにあたっては、ゴミ回収やルールの普及啓発等に行政コストがかかることから、レジャー利用者から利用税あるいは使用料という形で経済的な負担を求めることを検討すべきである。

7. ルールの各論

懇話会の中に設置した企画部会、湖面对策部会、湖岸・沿岸集落域対策部会および水質小委員会では、上述ルールの概要のうち、特に詰めておく必要があると思われる事項について議論を深め、方向性に関する部会・小委員会の統一した見解として以下のとおり整理した。

(地域協議会のあり方)

- (1) 地域協議会は、レジャー利用のあり方について関係者間の意志疎通の不足や行政関与の希薄さといった問題点を解消するため、行政を含めた関係者が利害関係の調整や意見交換を行う場として設置する。レジャー利用に関する琵琶湖全域における統一的なルールは行政が設定していくこととし、地域協議会は地域の実情（地形、集落、農地、漁業施設等の状況）やレジャー利用の現状をふまえ、地域に応じた利用ルールの設定を行うものとする。ここには特定のレジャー利用が行える場所として利用協定区域（後述）の設定も考えられる。利用協定区域は、地域や利用者（業者も含む）の要望により設置するものであり、設定に当たってはレジャー利用が適正に行われることが前提となるので、この区域は適切に管理される必要がある。このため、地域協議会は、利用協定区域における利用の範囲や利用方法などを話し合うとともに、適切な管理がなされるようリーダーの選定を行う。リーダーの資質については、行政が資格基準を設定しこれに合致したものに権限を与えることが望まれる。

なお、地域協議会で議案を決議する場合の方法などは、無用のトラブルを避ける意味から、事前に明確に定めておく必要がある。

適正な利用を推進するには、利用者が統一ルールや地域ルールを守るように努めることは当然であり、関係業者もこれらが守られるよう啓発や利用者指導を積極的に行うことが望まれる。また、行政も一体となり、これらの区域に適正な利用を誘導する措置を行うとともに、実効性を有する担保措置や普及啓発活動に努めるものとする。

<参考資料>

- ・資料7-1 地域協議会の基本的な考え方

(利用規制区域の設定方法)

- (2) レジャー利用に関する問題を解消するためには、それが行われる場所に応じて利用行為を規制していくことが考えられる。同じ利用行為にあっても、支障が大きい場所にはその行為は規制されるべきである。

集落域周辺は、動力船等による騒音が住民の生活に及ぼす影響をできる限り小さくするべき地区であり、動力船は徐行にとどまらず、航行禁止も視野に入れた規制区域とするべきである。これまでの知見からは、その範囲として400m程度が妥当な距離と考えられる。

集落域の生活道路や農道などへレジャー利用者の車両が入り込んだり駐車することについても、住民の日常生活への影響を考えると規制すべき行為とするのが妥当である。

生物の生息地や繁殖地、ヨシ原など保全すべき生態系の残る地区においては、その生態系や自然環境への影響を小さくするため、一定区間の範囲についてプレジャーボートの航行や湖岸域への車両乗り入れ等を規制していく必要がある。オオヒシクイなど重要な動物の繁殖地や飛来地等は、その生態を十分理解した上で期間限定の規制も考えられる。規制範囲としては、ヨシ原などは生育場所の端から最低200～300m程度が必要であり、音の面からいけば400m程度必要と考えられる。しかし、漁業面では、これらの場所を漁場として利用していることもあり、規制内容については漁業者の操業に配慮する必要がある。

現在、湖岸域への車両の乗り入れが自由な場所があるが、砂浜の環境の脆弱性を考慮すれば原則

として車両の乗り入れを禁止すべきである。現在でも、湖岸域利用の問題から物理的な規制措置を講じている箇所は多数ある。

水泳場付近においては、遊泳者の安全を確保する意味でも、水泳場付近でのプレジャーボート航行は禁止すべきであり、この範囲については、プレジャーボートの制動距離等から判断して最低でも30m程度は必要である。

漁業施設付近での釣りやプレジャーボートの航行などは、漁業操業に影響を与えることから、一定範囲の規制がされるべき場所であり、その範囲としては、プレジャーボートの安全航行が目的であればエリなどから50m程度、水上バイクなどの競技利用が魚に及ぼす影響を考慮すれば300m程度必要と考えられる。また、漁港や港湾においては、出入り口付近は船舶の航行安全のために一定範囲の規制が必要な場所である。漁港内の釣りは、漁業施設に支障が生じることを考えれば原則禁止であるが、管理が十分にできるのであれば可能とすべきである。

自然公園園地、都市公園、河川管理施設では、湖岸域へは原則車両乗り入れが禁止されているため、その管理者が駐車場設置を含めて方策を検討すべきである。

水道取水口においては、動力船の衝突を避ける観点から航行禁止区域とすべき場所であり、その範囲としては30m程度必要と考えられる。

礫底湖岸や岩石岩礁湖岸は、貴重な生物の生息繁殖地であるため、規制が必要な場所であり、その範囲としては、北湖においては水深10m程度までと考えられる。また、河口付近については、流入河川に遡上・降下する回遊魚類にとって重要な場所であるため、規制対象区域とすべきである。規制の対象としては、震動や波、音といったものが生物に与える影響を考慮し、動力船などを対象とするものである。しかし、漁業面では、これらの場所を漁場として利用していることもあり、規制内容については漁業者の操業に配慮する必要がある。

なお、上述の規制内容については、専門家からなる検討会、関係する審議会での精査・検討が必要である。

<参考資料>

・資料7-2 琵琶湖湖正化に向けたルールの概略図

(水上バイクの排気が琵琶湖の水質に及ぼす影響)

(3) 水上バイクの排ガスによる琵琶湖水質への影響については、現在の評価基準である国の水質基準および米国EPA、WHOの基準に基づいて判定することが妥当である。琵琶湖における水上バイクに係る水質調査結果を、この水質基準等に基づいて判定した場合、水上バイクの排ガスに含まれるベンゼン等の化学物質が検出されたものの、これらの物質の検出濃度レベルは現時点では問題になるレベルにはない。

しかしながら、これらの化学物質による汚染等について、今後、新たな科学的知見の集積等によって基準が見直されることも考えられ、また将来にわたっての安全性の観点から、これらの化学物質に対する水質、底質等の環境モニタリングが必要である。

今後の環境モニタリングは、地点や頻度等について合理的な検討のもとに進められるべきであり、将来にわたっての環境の推移を予知するためにも継続して実施されるべきである。

一方、ベンゼン等の化学物質による環境への負荷は可能な限り低減させていくことが重要であることから、メーカーによる水上バイクエンジンの改良や利用者のマナー向上と同時に船舶や陸域の排出源も含め、それぞれの主体の取組による総合的な負荷の低減のための努力が必要である。

<参考資料>

・資料7-3 水質にかかる環境基準

・ # 7-4 水質基準

(動力船の使用エンジンの制限)

(4) 水上バイクなどの排気が琵琶湖の水質に与える影響については、現状、国の水質基準等に照らせば問題のないレベルである。しかし、基本理念に示したように、琵琶湖に与える環境負荷を低くするという観点からは、4ストロークエンジンやD Iエンジン等に比べて排気ガスのFEL値(*)の高い2ストロークエンジンは規制をしていくことが望まれる。また、エンジンメーカーは、負荷の少ない製品の開発を続けているところであるが、こうした環境配慮エンジンの開発スピードがより加速度的なものとなるよう努めるべきである。

2ストロークエンジンの規制は、直接びわ湖への環境負荷を少なくするというだけでなく、他地域の追随、業界の開発スピードの加速といった意味も考えられる。

規制を行うに当たっては、プレジャーボートに限らず漁船・観光船など全ての船を対象とするが、対象となる船舶の事情に応じて規制の明確な基準や規制を行うまでの期間を設定することが必要である。

(*) FEL値: Family Emission Level。単位は $g/kw \cdot Hr$ (単位時間・単位馬力あたりの、排気ガスに含まれる炭化水素及び窒素酸化物量の合算値)

<参考資料>

- ・資料7-5 琵琶湖で使用されている船舶の種類
- ・ # 7-6 エンジンの種類と特性
- ・ # 7-7 エンジンの種類とFEL値

(バスフィッシングへの対応)

(5) バスフィッシングの楽しみは、魚のいるところを探したり、生態を研究するといった魚との駆け引きにあるといわれている。このため、釣り公園のような形で利用区域の設定をしてしまうとこれらの魅力を削ぐこととなり、利用を誘導することは難しくなる。しかし、生活環境や自然環境を保全していく観点では対策が必要な状況にあり、これらを守るための釣り禁止区域の設定は必要である。

ライセンス制は、マナーアップを図る上で非常に有効な手段である。民間によるライセンス制度の導入は、これまで野放しであったマナー問題を業界が積極的に啓発し、優良な釣り人を育成してゆく1つの方策と考えられる。

バスのリリース禁止の問題については、行政は在来種の保全や水産資源の保護の観点からリリースを許容せず、キャッチ&イートの方向性を示している。また、琵琶湖は世界でも有数の古代湖であり、50種を超える固有種が生息する貴重な生態系を有しているため、この保全の観点からも安易にブラックバスの琵琶湖での存在を容認すべきではない。一方、釣り上げたバスをリリースすること(キャッチ&リリース)が、バス・フィッシングの前提となっているため、リリース禁止はバスフィッシングそのものの否定につながることになる。現に琵琶湖にはブラックバスが存在し、周辺にはこれにより生計を立てている業者が存在することもまた事実である。バスのリリースの禁止は、釣り客の減少につながり、これらの業者に経済的な影響を与えるとの意見もある。

<参考資料>

- ・資料7-8 リリースに関する意見
- ・ # 7-9 他府県におけるリリース禁止の事例
- ・ # 7-10 外来種(移入種)に関する資料

(利用税または使用料の徴収)

(6) 琵琶湖でレジャー利用を行うには、琵琶湖に何らかの負荷をかけているという意識をレジャー利用者は持つべきである。このため、レジャー利用を行う上で、琵琶湖を汚したり、迷惑をかけるなどの行為があることから、課税を通じて利用者の意識を啓発する必要がある。結論的には、利用税の徴収という形で、レジャー利用者に負担を求めることが望ましいと考えられるが、徴収方法や税収の用途等については今後行政が検討を加え、税についての行政の専門委員会でも十分議論する必要がある。

なお、利用施設設置にあたっては、そこでの施設使用料の徴収という方法も考えられる。

税や使用料は、これらを徴収する根拠や徴収方法について、その有意性を十分に議論する必要がある。

<参考資料>

- ・資料7-11 税と使用料について
- ・ # 7-12 税と使用料の新設について
- ・ # 7-13 現在賦課されている滋賀県税
- ・ # 7-14 県税の目的税について
- ・ # 7-15 プレジャーボート等の課税等状況について
- ・ # 7-16 滋賀県税制度研究会における検討について

8. その他の具体的施策

「6. ルールの概要」に示したもののうち、詳細な議論を行ったものについては「7. ルールの各論」に記載したが、それら以外のものは、次のような形で具体的な施策として実施していくことが望まれる。

(使用レジャー用具および特定の行為の制限)

(1) レジャー利用の問題は、騒音による生活環境や水鳥の生息への影響、レジャー用具からの特定の化学物質の溶出、動力船排気による水質等への影響など様々である。支障の大きいレジャー用具については、科学的で客観的な事実を基にし、専門家の意見を聞きながら、関係者の合意が得られるものについて、その使用を制限する必要がある。また、動力船を操船するにあたっては、琵琶湖等水上安全条例をはじめとした関係法令を厳守することは当然であるほか、湖岸周辺における駐車など、琵琶湖の水質・自然環境等に著しい影響を及ぼす行為は制限する必要がある。

こういった用具や行為の規制は、その管理や監視体制も含めて議論を進める必要がある。

◎制限することが考えられる用具

- ・騒音等が大きくなる改造を行った船舶
- ・特定の化学物質を水中に溶出させるおそれのある釣り糸および疑似餌
- ・琵琶湖の水質、自然環境、生活環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるレジャー用具

◎制限することが考えられる行為

- ・利用協定区域以外での船舶の蛇行・急停止・急発進などの行為
- ・湖面や湖岸において、水面や地面に燃料や潤滑油が流れ出るような給油等の行為
- ・鳥類などの至近距離での操船などの行為
- ・周辺環境（自然環境・生活環境）に影響のある駐車や通行
- ・琵琶湖の水質、自然環境、生活環境等に著しい影響を及ぼす行為

(レジャー利用者の守るべき事項)

(2) レジャー利用者は、琵琶湖を利用するに当たっては、自然環境や県民の生活環境、漁業など琵琶湖固有の生業に対して十分に配慮し、著しい負荷を与える行為を行ってはならない。このため、レジャー利用者が守るべき事項を規範として設定し、広く啓発していく必要がある。守るべき事項については、自然環境や生活環境を保全することを基本として設定し、これらの管理・監視体制を併せて検討していく必要がある。

◎考えられる守るべき事項

- ・深夜および早朝の湖岸域では、花火などの騒音を伴う行為を行わない。
- ・琵琶湖湖水でのレジャー用具の洗浄等を行わない。
- ・周辺へのゴミのポイ捨ては行わず、必ず持ち帰る。
- ・無用なアイドリングを行わない。
- ・その他、環境悪化につながる行為は行わない。

(利用協定区域の設定)

- (3) 琵琶湖におけるレジャー利用の問題は、琵琶湖の自然環境、住民の日常生活など地域が有する様々な状況への配慮が不十分なまま、自由に利用してきたことに一因があると考えられる。このため、レジャー利用を適正な利用形態に誘導するためには、利用者と地域の関係者との間で合意を図ることが必要であり、その上で利用ルールを定めた利用協定区域を設ける方法が考えられる。利用協定区域の種別として、水上バイクなどの動力船利用協定区域、ウインドサーフィンなどの非動力船利用協定区域、オートキャンプなどのレジャー利用協定区域などが考えられる。

利用協定区域は、地域の協議会等により、その区域設定や利用方法等を決めていくものとし、適正な利用を誘導するため、必要に応じて船舶の出入艇施設や駐車場、トイレなどの施設整備を行う。これらの施設設置に当たっては、その財源の考え方について検討を進める必要がある。行政は、法令や予算の範囲内で、適正利用を促進するための措置を講じていくべきである。

(環境配慮製品の使用の推進)

- (4) レジャー利用においては、琵琶湖の水質、底質、自然環境や住民の生活環境、生業に対して負荷の少ない製品を使用することが必要であるため、利用者はできる限りそうした製品の使用につとめるべきである。また、行政は、負荷の少ない製品の普及・使用促進のための施策を推進すべきであり、業界も、開発や普及につとめる必要がある。

このため、行政は、業界への環境配慮製品の開発依頼や、使用することが好ましいと思われる製品のリスト公表を積極的に進めるべきである。なお、どのような製品を環境配慮と見なすのか、基準の設定方法については検討する必要がある。

(琵琶湖適正利用監視員の設置)

- (5) 琵琶湖の適正利用を推進していくには、利用状況の監視は重要な課題であり、ルールの厳守状況を監視し、違反があった場合には適切に対処する必要がある。このため、レジャー利用の不適正な利用および違反行為を監視するため、適正利用監視員を設置するものとする。適正利用監視員は、担当する地区のすべてのルール遵守状況を監視し、違反者、違反行為に関する行政への通報を行うとともに、行政や警察、地域協議会と連携し、適正利用における指導や啓発を行う。これの具体化に向け、監視員の選定方法やその権限設定を明確にしておく必要がある。

(プレジャーボートの登録制度)

- (6) プレジャーボートの所有者には、その運航や係留に関して管理責任、事故発生時の補償責任、湖上交通における弱者をまもるといった観点での安全管理責任などが発生する。また、事故発生時には、所有者の身元確認も必要となる。しかし、現状ではその所有者の責任は明確ではなく、プレジャーボートの利用者の中、マナーの悪い利用者等を特定することは困難である。

このため、琵琶湖において航行する全てのプレジャーボートの所有者は、船舶の所有者の責任を明確にするとともに、湖上交通の安全確保のために登録を行うことが必要である。行政は、登録されたプレジャーボートについて、違反者の特定や所有者の身元確認等、適正な利用推進の実効性確保のためこれらを使用することができる。また、プレジャーボート登録時には、事故発生時の保証責任を担保するため保険の加入が奨励されるべきである。

なお、琵琶湖においてプレジャーボートの保管業や貸出業を行うに当たっては、船舶の管理責任に加えて、適正な利用推進に向けての責務も負うべきと考えられる。行政は、これらの業者の状況や保管・貸出船状況を把握し、適正化へ向けての指導啓発を行い、一方業者は、保管・貸出船状況ならびに適正利用に関する指導啓発状況を行政に報告することで、適正な利用の推進につながるものと思われる。

本施策を推進するに当たっては、登録船舶の管理手法や届け出業者の管理方法等を十分検討する必要がある。

◎プレジャーボート所有者の責務

- ・所有者は、所有する船舶を登録する。
- ・船舶を航行する場合は、登録済み証を必ず携帯する。
- ・所有する船舶には、船体番号を船舶の両側に周辺から識別できる位置に貼る。
- ・船舶登録時には、保険に加入する。

◎保管・貸出業者の責務

- ・届出業者は、利用者に対し適正利用の指導・啓発を行う。
- ・レジャー利用者の安全確保のための措置を行う。
- ・保管船舶の状況やその所有者の情報提供およびその他必要な措置を行う。
- ・利用の適正化に関する施策への協力を行う。
- ・保管業者が保管する船舶は、プレジャーボートの登録番号を県に提出する。
- ・動力船貸出業者は、船舶の貸出時に、船舶免許の携帯確認等の利用者確認を行うとともに、貸出船と利用者の管理を行う。

9. おわりに

琵琶湖適正利用懇話会では、昨年7月の第1回会議を振り出しに約7ヶ月にわたり琵琶湖におけるレジャー利用の適正化に関する問題について議論を重ね、本提言をとりまとめた。

非常に広範囲にまたがる課題であり、時間的な制約もあって、個別具体的に議論が尽くされたとは必ずしも言えないが、少なくともこの問題を考えるにあたっての基本的な方向性は明確にしたと確信している。

滋賀県当局に対しては、本提言の主旨を踏まえ、必要なところは分野別に専門家による審議を重ねるなどして、誰もが快適に過ごせ、すぐれた環境が保たれるよう施策を実行に移していただきたい。今後、関係機関や地域との連携を密に図り、利用者の意見も聞きながら、一日も早く有効な対策が実施されるよう強く要望すると共に、本提言が、琵琶湖を訪れるレジャー利用者が自らそのあり方を見つめ直す契機となることを願ってやまない。

資 料 編

琵琶湖の地史

資料1-1

年 (対数目盛) 代	地質時代		琵琶湖のうつりかわり		気候変化		海面変化・海水温変化		
	年代 百万年単位	万年単位	万年単位	万年単位	陸上の風化・侵食・堆積作用 (陸上の侵食地形・堆積地形)	陸上の風化・侵食・堆積作用 (陸上の侵食地形・堆積地形)	海岸・海底の侵食・堆積作用 (海岸地形・海底地形)	海岸・海底の侵食・堆積作用 (海岸地形・海底地形)	
1000年前	歴史 彌生 縄文	完新世 (沖積世)	0.01	現・琵琶湖	後氷期 豪雨 山崩れ 土石流 活発化	山間の刻 ↑ 山間で堆積	川の岸で堆積 ↑ 海岸で侵食	氷河作用 周氷河作用	海進期 サンゴ礁 沖積低地 リアス式海岸
1万年	先土器	第四紀	0.01	現・琵琶湖	最終氷期	山地での侵食 盆地での堆積	周氷河作用	海退期 最後の陸棚 形成作用	
10万年	新								更新世 (洪積世)
100万年	生	第三紀	1.5-2	古琵琶湖(大山田湖・阿 山湖・甲賀湖・蒲生湖)	準平原化 (準平原遺物)	準平原化	海退期	海退期	
1000万年	代		鮮新世						7
1億年	中生代	白亜紀 ジュラ紀 トリアス期	65	地球の誕生					
10億年	古生代		136						190-195
45億年	先カンブリア時代		570						

日本の地形 (1984.8.10 岩波新書) を引用・修正

資料1-2 新・湖国ストーリー2010の概要

「新・湖国ストーリー2010」は、滋賀の新時代を創造するための長期構想であり、これは、2010年に向けた県政運営の基本的な指針となるものです。

□ 基本理念：新しい淡海文化の創造 □

計画期間にとどまらず、遠い将来の世代をも見据えながら滋賀が進むべき方向を示す基本理念として、滋賀の志ともいえるべき「新しい近江文化の創造」をあげます。

この理念に沿い、環境を重視しながら、県民一人ひとりの活力を原動力として、着実な足取りで滋賀は歩みを続けたいと考えます。

□ 滋賀の将来像 □

① 人の活力が発揮され、地域の魅力が高まる滋賀

県民一人ひとりの個性が尊重され、その多様で創造的な活動の中から生み出される活力が発揮されることによって地域の魅力が高まる社会

② 自然と共生する滋賀

県民による主体的な環境保全の活動を礎とする「環境自治」を基本に、環境に調和した暮らしや経済活動が定着し、琵琶湖をはじめとした自然と共生する社会

③ 安全で安心できる滋賀

県民の生活や生活を守るための基礎的な条件が整い、安全ですべての県民が安心して暮らせる社会

④ 創造性としなやかさに富んだ滋賀

大学や研究期間などの新しい知的施設が充実し、高度な科学技術に支えられた付加価値の高い産業の集積や、地場産業をはじめとする既存産業の活性化が進む、創造的でしなやかさに富んだ社会

⑤ 地域の自立的発展を促す基盤が整った美しい滋賀

美しい県土の中で、県民の心豊かな暮らしが実現できる良好な生活基盤と、各地域の特性を生かした自立的発展と同時に、国内外との活発な交流・連携を促す基盤が整った社会

□ 基本テーマ：ひと・暮らし・自然～滋賀らしく □

新しい時代を開く視点

○ 滋賀の新しい時代を考える枠組み

○ 新しい時代をひらく3つの鍵

・人の活力を生かした地域づくりを進める

・暮らしを環境保全型に転換する

・滋賀らしさを創出する基盤を整える

□ 重点的方向 □

人と地域のビジョン、環境のビジョン、暮らしのビジョン

産業のビジョン、県土のビジョン

資料 1-3 マザーレイク 21 計画（琵琶湖総合保全整備計画）の概要

マザーレイク 21 計画は、「新・湖国ストーリー 2010」を受けて、琵琶湖が抱える多面的な課題に対し、水質の保全、水源のかん養および自然的環境・景観保全のための各種施策を、長期的な視野のもと適正な土地利用を基本として総合的・計画的に推進するものである。

□ 基本理念：琵琶湖と人との共生（琵琶湖を健全な姿で次世代に継承します。） □

琵琶湖は、自然と人との共生の営みを通して長い年月を経て形づくられてきた生命文化複合体ともいべき多様な価値の集合体であり、世代を超えて共有すべき財産です。琵琶湖に関わるすべての人は、環境負荷の少ない暮らし、保全を支える活力ある暮らしを実現し、琵琶湖の恵沢を次世代に引き継ぐ責務を担っています。このため、人々の暮らしが環境面における新たな生活文化にまで高まるよう、琵琶湖の特殊性、重要性、琵琶湖の現状と課題、保全の必要性等を踏まえ、琵琶湖に関わる人々の総意として、琵琶湖保全のための基本理念をあげます。

□ 基本方針 □

○ 共感（人々と地域との幅広い共感）

琵琶湖に対する人々の関わりや考え方は多彩であり、新たな生活哲学に基づく環境負荷の少ない生活の実践および地域間の相互理解や協力体制の充実を図るためには、人々や地域間での協働が不可欠です。このため、人々や地域の間での琵琶湖の現状や重要性、保全の必要性等についての共通の理解と認識、すなわち人々と地域との幅広い共感を得ることとします。

○ 共存（保全と活力ある暮らしの共存）

琵琶湖を健全な姿で次世代に継承するためには、琵琶湖への負荷を最小限にとどめながら、琵琶湖の恵みを受容するとともに、保全を支える活力ある暮らしを実現する必要があります。このため、琵琶湖の豊かな恵みの賢明な利用を基本として、琵琶湖の保全と活力ある暮らしの共存を図ることとします。

○ 共有（後代の人々との琵琶湖の共有）

琵琶湖は、現在を生きる私たちが後代の人々から預かっている共有財産です。現在を生きる私たちは、過去から豊かな琵琶湖を受け継いできたように、未来へ豊かな琵琶湖を引き継ぐ責務を有しています。このため、過去から現在、そして未来へという大きな時間の流れのなかで現在を生きる私たちは、後代の人々と琵琶湖を大切な宝物として共有します。

県民・事業者等による具体的な取り組み

① 琵琶湖と人間活動の関係をよく理解する取り組み

1. 県民等の取り組み

- ・琵琶湖を見つめ、琵琶湖の現状を学びます。
- ・環境講座等の環境学習に積極的に参加します。
- ・「環境美化の日」や「びわ湖の日」をはじめとする地域環境保全活動に積極的に参加します。
- ・ホテル、メダカ等の生きものの調査等に積極的に参加します。
- ・先輩の方から自然を大切にしてきた歴史や琵琶湖との人間の関わりを聞かせてもらい学習します。
- ・こどもや孫に、琵琶湖の大切さを伝えていきます。

2. 事業者の取り組み

- ・琵琶湖を見つめ、琵琶湖の現状を学びます。
- ・環境講座等の事業所内での環境学習機会を確保します。
- ・地球環境保全活動に事業所として積極的に参加します。
- ・環境保全に関する情報の県民への公開、提供に努めます。
- ・職場での環境学習、啓発の充実を図ります。

② 琵琶湖に負荷を与えない取り組み

1. 県民等の取り組み

(生活排水)

- ・微細目ストレーナーや水切り袋を使用します。
- ・食用油は使い切りに努め廃油は回収にまわしたり不要な紙に吸収させます。
- ・洗濯には石けんを使用、台所やトイレの洗剤は使いすぎません。
- ・化学入浴剤は使わないようにします。
- ・下水道整備地域では、すみやかに排水設備工事を行い、下水道に接続します。
- ・下水道等の整備が当分見込まれない地域では、合併処理浄化槽の設置に努めます。
- ・家庭生活を見直し、節水に努め、節水コマ使用、風呂の残り湯の洗濯への使用、歯磨きシャンプー時には水を流しっぱなしにしない、洗濯の回数を減らす、節水型洗濯機を選択します。

(ゴミ)

- ・買い物には買い物袋を持参します。
- ・生ゴミはコンポスト化し堆肥として利用します。
- ・リサイクル推進のため、再生資源を利用した製品の使用に努めます。
- ・使い捨て商品を使わないようにします。
- ・リターナブル容器を用いた商品の利用に努めます。
- ・簡易包装を要求し、受け入れます。
- ・旅行や釣りに訪れたとき、ゴミを捨てないなど、節度ある行動をとります。